



議案第二十八号

三朝町用品調達等集中管理基金条例の設定について

次のとおり三朝町用品調達等集中管理基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町用品調達等集中管理基金条例

(設置)

第一条 用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ、効率的に行うため、用品調達等集中管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、一千万円とする。

(用品の種類等)

第三条 用品の種類及び事務の範囲は、町長が別に定める。

(用品の購入計画)

第四条 町長は、事務又は、事業の予定を勘案し、適正な用品の購入計画を立てなければならない。

(用品の払出価格)

第五条 用品の払出価格は、市価をこえない範囲内において、町長が定める。

(基金に属する現金の過不足額の整理)

第六条 用品の取得価格と前条の規定による払出価格に差額があるため、基金に属する現金に過不足額を生じたときは、その過不足額は、一般会計の歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。